

謝金・特別手当・旅費 別表

令和3年10月1日より執行

経費項目	内容	限度額	備考
謝金	講師	50,000円まで/1日/1人	高度の知識又は経験を有する者
	専門家 指導者など	20,000円まで/1日/1人 その他、時間に応じて支払う	上記以外
	看護師	10,000円まで/1日/1人	
	パート・ アルバイト	時給 830円～1,000円	五ヶ瀬町役場の臨時雇用手当を目安にする。
特別手当	公共交通機関	実費	特別料金は対象外
	自家用自動車	1台 1Kmあたり 30円まで	宮崎県の規定では 37円
旅費	宿泊費	8,000円まで/1泊/1人	宿泊施設の領収書にて清算
	旅行雑費	県内 200円 県外 1,100円	宮崎県の規定に準ずる

※宮崎県の最低賃金改正に伴い改正

支払い方法について

- 謝金、特別手当、旅費については、活動ごとに、または、毎月末締めとし、翌月5日までに出勤簿を提出、10日までに支払う。

特定非営利活動法人 五ヶ瀬自然学校
理事長 杉田 英治